

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

別 府 市

目 次

	ページ
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 効率的かつ安定的な農業経営体の育成	
2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成・・・・・・・・	2
3 認定農業者や新たに農業経営を営もうとする青年等担い手に対する支援	
(1) 就農希望者に対する体制	
(2) 域内経済循環促進に向けた支援	
(3) 棚田地域の振興	
(4) 環境に配慮した農業の推進	
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・	2
第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標・・・・・・・・	4
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・・・・・・	5
1 担い手育成アクションサポートチーム会議	
2 就農ガイドセンター事業	
3 農業振興対策協議会	
(1) 担い手支援事業	
(2) 耕作放棄地対策事業	
4 指導体制の充実	
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・	6
1 目標	
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・	7
1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

別府市では農業者の高齢化により農業経営体数が年々減少し、経営耕地面積もそれに伴い減少傾向にある。今後の農業生産力の低下、担い手の減少が重大な課題となっている。

このような状況に対して、農産物を起点とする市内での経済循環を促進することを目標とした支援を開始した。これから、観光地である別府市で、域内経済循環を促すため、農業者と旅館ホテル・飲食事業者を繋ぎ、「食」を「観光」と絡ませることで、「食」という地域資源を対外的に発信していく。また、学校給食への提供や地域住民に向けた直売所への供給体制の構築に関しても積極的に支援を行うことで、域内経済循環を促進させる。域内経済循環促進により農業経営体の農業所得増大を目指す。

これらの目標を達成するために、農産物供給の主たる担い手となる農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定をうけた農業者（以下「認定農業者」という）の育成や、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図る。

1 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

経営指標の策定にあたり、本市農業構造の現状及びその見通しのもと、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

具体的な経営の指標は、別府市の他産業従事者の年間所得に均衡する年間農業所得を次のとおり設定し、その実現を図る。

- ・主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得 360万円程度
- ・主たる農業従事者1人あたりの年間労働時間 2,000時間程度

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

農業生産力が低下する課題に対して、別府市の地域農業を維持していくためには、地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

この状況を踏まえ、別府市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

これらの状況を踏まえ別府市においては、令和5年度から令和10年度まで7人の新規就農者を確保することを目標とする。なお、中高年齢者についても、他産業従事経験等による特定の技能・知識を有し、意欲的に農業を営もうとする者に向け、積極的に就農を支援する。

新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標数値は、別府市の他産業従事者並みの労働時間を達成するとともに、農業経営開始から5年後には農業で生計が立つ次の年間農業所得とする。

- ・主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得 220万円程度
（効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得）
- ・主たる農業従事者1人あたりの年間労働時間 2,000時間程度

3 認定農業者や新たに農業経営を営もうとする青年等担い手に対する支援

上記に掲げるような効率的かつ安定的な農業経営体の育成や、新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に対して、細やかな支援が重要である。次に掲げるような支援を実施する。

(1) 就農希望者に対する体制

別府市担い手育成総合支援協議会を中心に、農林水産課、農業委員会、べっぷ日出農業協同組合、大分県東部振興局等が連携し、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導する。

(2) 域内経済循環促進に向けた支援

農産物を起点とする別府市内での経済循環を促すため、地域内での地元農産物の需要を喚起することにより、供給の担い手である農業者の経営安定を図る。

具体的には、農業者と旅館ホテル・飲食事業者とのマッチングや地元農産物を活用した新商品開発に係る補助事業、地元農産物や新商品の対外的な発信などの支援を実施する。

また学校給食に対しても別府市学校給食担当課と連携し、できるだけ多くの別府市産の農産物を給食に提供できる体制を整える。

(3) 棚田地域の振興

令和4年3月に別府市内の5つの棚田「天間棚田」「堂面棚田」「内成棚田」「大所棚田」「東山の棚田群」が、農林水産省のつなぐ棚田遺産に認定された。別府市棚田地域振興協議会を中心に、各棚田組織、農林水産課、農業委員会、べっぷ日出農業協同組合が連携し、棚田振興を図ることにより、条件不利地である棚田地域での営農の安定化を図る。

(4) 環境に配慮した農業の推進

みどりの食料システム戦略では、持続可能な食料システムの構築に向け、環境負荷軽減のイノベーションを推進している。また、そのような流れを受けて、別府市では環境に配慮した農産物の高付加価値化等を目指す農業者への支援を実施することで、持続可能な地域農業の発展を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、優良な事例を踏まえた別府市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等	農業従事の態様等
花き + 水稲	トルコギキョウ 25a ストック 25a 水稲 80a	<資本設備> 管理機、軽トラック 動力噴霧器 トラクター コンバイン 田植え機 <作付け体系> 花き：露地栽培 水稲：移植栽培	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営の計数管理	・優良系統への転換 ・収穫調整作業等の負担軽減 ・農業機械、農薬の使用等、安全衛生の知識向上 ・農閑期に長期休暇等でゆとりある生活の実現
野菜 + 水稲	ほうれん草 40a その他野菜 15a 水稲 50a	<資本設備> パイプハウス 軽トラック、動力噴霧器 トラクター コンバイン 田植え機 <作付け体系> ほうれん草：高低差を利用したハウス栽培 野菜：露地栽培 水稲：移植栽培	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営の計数管理	・計画的な作付け ・農繁期における臨時の雇用者確保 ・農業機械、農薬の使用等、安全衛生の知識向上 ・農閑期に長期休暇等でゆとりある生活の実現
水耕ねぎ	水耕ねぎ 200a	<資本設備> ガラスハウス 動力噴霧器 軽トラック <作付け体系> 水耕栽培 25a×8作	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営の計数管理	・計画的な作付け ・作業分担を決めることにより、個々人の負担を軽減 ・農閑期に長期休暇等でゆとりある生活の実現
野菜	ミニトマト 20a ほうれん草 20a	<資本設備> パイプハウス 軽トラック 動力噴霧器 土壌消毒器 <作付け体系> ハウス栽培	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営の計数管理	・計画的な作付け ・農業機械、農薬の使用等、安全衛生の知識向上 ・農閑期に長期休暇等でゆとりある生活の実現

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等	農業従事の態様等
かぼす	かぼす 200a かぼす加工	<資本設備> 動力噴霧器 中耕起、軽トラック 運搬車 加工施設他 <作付け体系> 露地栽培	・経営の計数管理 ・自己資本の充実 ・健康診断の受診、 社会保険の加入等 ・定休制の導入	・収穫調整作業等の 負担軽減 ・農繁期における臨 時の雇用者確保 ・地域生産物を活か し農産物の魅力を 周知する
水稻 + 種苗販売 + 作業受託 + 野菜	水稻 900a 水稻苗 3,500枚 受託面積 350a かぼちゃ 35a	<資本設備> トラクター コンバイン 田植え機 育苗ハウス 乾燥施設他、軽トラック <作付け体系> 水稻：移植栽培 野菜：露地栽培	・経営の計数管理 ・自己資本の充実 ・健康診断の受診、 社会保険の加入等 ・定休制の導入	・農繁期における臨 時の雇用者確保 ・省コスト化、低コス ト化 ・農業機械、農薬の使 用等、安全衛生の 知識向上

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の2に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に大分県及び周辺地域で展開している優良な事例を踏まえつつ、別府市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[新規就農者]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等	農業従事の態様等
ほうれん草 + 椎茸	ほうれん草 80a (夏秋収穫) 乾椎茸10,000本 年2,500本 50,000駒種菌	<資本設備> パイプハウス 動力噴霧器 トラクター 土壤消毒器 軽トラック、発電機 チェーンソー 運搬車、ドリル 乾燥機 <作付け体系> ハウス栽培20a×4作 原木栽培	・家族経営協定の締 結に基づく給料 制、休日制の導入 ・複式簿記記帳の実 施により経営と 家計の分離を図 る。 ・青色申告の実施 ・経営の計数管理	・収穫調整作業等の 負担軽減 ・農繁期における臨 時の雇用者確保 ・農業機械、農薬の使 用等、安全衛生の知 識向上 ・農閑期に長期休暇 等でゆとりある生 活の実現

椎茸	乾椎茸24,000本 年6,000本 120,000 駒種菌	<資本設備> 発電機 チェーンソー 運搬車、ドリル 乾燥機、軽トラック <作付け体系> 原木栽培	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営の計数管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な作付け ・農業機械、農薬の使用等、安全衛生の知識向上 ・農閑期に長期休暇等でゆとりある生活の実現
かんしょ	かんしょ 80a	<資本設備> 育苗ハウス 動力噴霧器 トラクター 管理機 土壌消毒器 つる切り機 軽トラック <作付け体系> 露地栽培	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営の計数管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時の雇用者確保 ・農業機械、農薬の使用等、安全衛生の知識向上 ・農閑期に長期休暇等でゆとりある生活の実現
ホオズキ + 山路野菊	ホオズキ 20a 山路野菊 10a	<資本設備> パイプハウス 動力噴霧器 トラクター 管理機 軽トラック <作付け体系> ハウス栽培	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営の計数管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な作付け ・収穫調整作業等の負担軽減 ・農業機械、農薬の使用等、安全衛生の知識向上 ・農閑期に長期休暇等でゆとりある生活の実現

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、市内の各地域で安心して就農して定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の指導の実施、地域毎の受け入れから定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

なお、農業経営を営んでいる者、雇用されて農業に従事している者及び委託を受けて農作業を行う事業を実施する者などについても同様の支援を行う。

そこで以下のとおり、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備を行う。

1 担い手育成アクションサポートチーム会議

農林水産課、農業委員会、大分県東部振興局及びべっぷ日出農業協同組合で組織された会議を開催し、市内の農業を担う者に対し、必要な助言を行うなどのサポートを行うものとする。

2 就農ガイドセンター事業

農業者への技術的な支援および将来農業を担う者の発掘のための啓発活動を行うものとする。

3 農業振興対策協議会

(1) 担い手支援事業

高齢化による担い手の減少、鳥獣被害が増大するなか、急傾斜地などの条件不利地における農業の担い手の農業経営等を後押しすることにより、農村地域の担い手確保・育成を推進する。

(2) 耕作放棄地対策事業

高齢化などにより耕作が困難となった農地に対して、利用しやすい作業受託事業や管理のしやすい景観作物の作付けなどを推進することにより、耕作放棄地の発生を防止する。

4 指導体制の充実

べっぷ日出農業協同組合と連携して農業者に指導を行い、農業生産力を増進させ安定した経営確立を図るものとする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 目標

第1の1に掲げる効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標を地域における農用地の利用に占めるシェアで示すと、次に掲げるとおりである。

目標の達成に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地を面的に集積するよう努める。また、十分に農用地の利用集積が進んだ地区においては、地域計画の協議や基盤整備事業の活用を契機として、利用権の再配分等による農用地の集約化を図る。

地 域	効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占めるシェアの目標
全県下	90%

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

別府市では、今後更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測される。受け手となる認定農業者への農地の利用集積を円滑に進めるためには、経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによってさらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

今後は農業者への農地の利用集積や集落営農組織による農作業受委託の推進を図り、経営規模拡大へ向けての支援を行う。また、農地の効率的な利用を図るため、以下の施策を推進することとする。関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構及び別府市担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

[農地の効率的な利用を図るための施策]

- ①高齢化等により使用しなくなったハウス等の施設を有効活用するための斡旋
- ②農業後継者や退職後就農しようとする人への農地の斡旋や技術指導体制の整備
- ③担い手への集積が見込まれる老朽化した水路や未舗装の農道整備などの支援
- ④自ら耕作できなくなった農地について農地中間管理機構への貸付を促す

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

大分県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、別府市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、多くの農業者が参加できるように、各地区と協議のうち繁忙期（農繁期）を除いて設定する。また、開催に当たっては、市の広報等の利用に加え、地域の農業関係の集まりに参加し、周知を図るものとする。

参加者については、農業者、農林水産課、農業委員会、べっぴん日出農業協同組合、農地中間管理機構等とし、農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、本件の相談窓口は農林水産課とする。農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区

域を基準とする。地域計画の策定に当たって、大分県、農業委員会、べっぴん日出農業協同組合、農地中間管理機構等の関係機関・団体と連携しながら、適宜進めていくものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、農用地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

②農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

①(2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営強化基盤促進法の基本要綱（平成24年5月31日付24経営第

564号農林水産省経営局長通知)」参考様式第4号の農用地利用規程認定申請書を提出して、市の認定を受けることができる。

②市は申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本的構想に適合するものであること
- イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること
- ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が該当農用地利用規程定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

③市は②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告するものとする。

④①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①(5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものと

する。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

①市は認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

②(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林水産課、農業委員会、べっぴん日出農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、別府市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となり総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

担い手が受けきれない農用地を適切に管理し、将来的に引き継いでゆくため、農作

業受委託を推進する。べっぷ日出農業協同組合による農作業受委託の情報提供の推進や、農作業受委託の活用を促す支援の実施及び協議の場において農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業受委託を促進するための環境の整備を図る。